平成２４年（フ）第１１８４号
千葉県浦安市堀江２丁目21番２号
債務者　橋本　留男
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２５７号
千葉県市川市塩浜４丁目２番37棟102号　ハイタウン塩浜
債務者　清水　**英**司
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２６６号
千葉市美浜区高洲３丁目２番１棟510号
債務者　山田　麻起
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２６９号
千葉県八千代市大和田270番地76　高橋マンション205号
債務者　秋山　　達
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２７０号
千葉市花見川区花見川９番４棟204号
債務者　大槻由紀子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２７６号
千葉市若葉区みつわ台４丁目４番１号　ＵＨマンション301号
債務者　五十嵐　健
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２８１号
千葉県船橋市本町７丁目９番３―208号
債務者　杉中　雅子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２８５号
千葉県市川市南行徳１丁目22番26―401号
リリーパレスナルシマ
債務者　安川　哲哉
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１２号
石川県加賀市山中温泉長谷田町へ55番地、従前の住所石川県加賀市山中温泉山林17の９番地１　西山コーポ201号室・石川県加賀市山中温泉山背台２丁目８番地　上出アパート５号室
債務者　山田美千代
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１１８号
石川県小松市矢田野町カ１番地４　バードアンドシティ103号室、従前の住所石川県小松市符津町い46番地１　サニーハイツ205号
債務者　久保田きみ子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第７２号
長野県伊那市長谷非持203番地
債務者　池上由香里
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第７４号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8779番地
ソフィアコートＤ
債務者　宮澤秀一こと　金　　秀一
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第６９０号
熊本県宇城市小川町西北小川838番地
債務者　中島マサ子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１６４号
千葉県市原市青葉台２丁目５番地　メゾン青葉台６棟304号
債務者　河野　ユリ
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１７６号
千葉市若葉区都賀５丁目22番２号　ドリームタウンＢ棟203号
債務者　稲原　晴久
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２０２号
千葉県船橋市藤原３丁目17番１―710号
債務者　河原かれん
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２４１号
千葉市花見川区長作町938番地２　プレステージ８番館201号
債務者　中台　一成
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係